

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：いの町長、いの町議会議長、いの町教育委員会、いの町選挙管理委員会委員長、いの町農業委員会会長、いの町水道事業者

\* 「男女の給与の差異」は、各区分の男女別の給与の総額を元に算出しています。

### 1. 全職員に係る情報

所属区分	職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	任期の定めのない常勤職員	90.3%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	126.9%
	全職員	70.5%
病院	任期の定めのない常勤職員	78.9%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.0%
	全職員	107.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

所属区分	役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	本庁課長相当職	68.4%
	本庁課長補佐相当職	105.2%
	本庁係長相当職	103.5%
病院	本庁課長相当職	51.5%
	本庁課長補佐相当職	347.0%
	本庁係長相当職	121.5%

#### (2) 勤続年数別

所属区分	勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	36年以上	74.9%
	31～35年	108.4%
	26～30年	94.1%
	21～25年	90.4%
	16～20年	72.3%
	11～15年	82.8%
	6～10年	90.3%
	1～5年	95.5%
病院	36年以上	—
	31～35年	108.5%
	26～30年	86.8%
	21～25年	92.5%
	16～20年	91.1%
	11～15年	75.0%
	6～10年	57.6%
	1～5年	83.8%

病院の36年以上の差異が—の理由は、男性職員が不在のためである。

## 【説明欄】

全職員に係る男女の給与の差異が、病院以外では70%と女性の給与の割合が低い。また、役職段階別の本庁課長相当職の男女の給与の差異が、病院以外では68%、病院では51%と、女性の給与の割合が低いのは、管理職に占める女性の割合が少ないためである。

本庁課長補佐相当職及び本庁係長相当職は、病院以外では、男女の給与の割合が同程度となっている。

勤続年数別の男女の給与の差異で、女性の給与の割合が低くなっているのは、育児休業等の取得による給与所得の減少が要因として考えられる。

これらのことから、男性の育児休業等の取得を促す社会の醸成を目指して、引き続き町内外への啓発を行うとともに、女性の管理職の積極的登用及び人材育成が必要である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。